

～なぜ、この5年が勝負なのか～ 今年度、事業承継税制が大きく改正されたこと、ご存知ですか？

後継者への事業（資産・経営権etc.）の渡し方 ステップバイステップ セミナー

「事業の引き継ぎ？そりゃあ、いつかはするけれど、まだまだ先のこと・・・」
そう思っている方！！ 実は、今年が「動くべき」タイミングです

“社長をやめようと思うが、何をしたらいいかわからない” “後継者である息子・娘とまだちゃんと話をしていない”・・・事業承継の現場でよく聞く言葉です。

2018年度の税制改正で、株式の贈与に伴う税負担を軽減する事業承継税制の要件等が大幅に緩和されました。
贈与税、相続税の負担が実質ゼロになる可能性のある制度です。但し活用するためには、**2018年以後5年以内**に『**特例承継計画書**』を提出することが必須です。

『特例承継計画書』の作成のためには、後継者を決めないといけません。事業のタスキを渡すには、単なる「株式の譲渡・代表者の変更」だけでなく、後継者の教育や事業計画の整備など、持つておくべき視点も多々あります。

「事業の引き継ぎはまだまだ先のこと」、そう思っている方も、実は今から計画書の作成に取り組むことによって、税金面でメリットがある可能性もあるのです。

これを機に、自社の事業の引き継ぎの計画を改めて考えてみませんか？

平易な言葉で
解説します



- 内 容：①事業を引き継ぐとは？（資産の継承・目に見えないものの継承・人の継承）
②うちの会社はどれ？4つの承継パターン ③この5年間に提出すべき「計画書」とは etc.
- 日 時：2019年2月4日（月）14:00～16:00
- 会 場：スペース まる八 会議室 ※受付開始：13:30～
（中央区日本橋茅場町1-12-2 樋口本店ビル8F※1Fはスターボックス）
- 講 師：プロビタス税理士法人 代表



税理士・中小企業診断士 片山 康史 氏

【講師プロフィール】略歴:大学卒業後、マイクロソフト株式会社へ入社。32歳のときに税理士法人に転職し、その後、独立。中小企業の事業承継支援、M&A、資金繰り対策、消費税増税対策支援等を得意とする。東京商工会議所ビジネスサポートデスク(東京南)において事業承継に関する窓口相談を行っている。

- 定員：40名（先着） ■ 参加費：無 料
- 問合せ先：公益社団法人日本橋法人会事務局 TEL3667-1736
- 申込方法：①下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
②日本橋法人会HPからもお申込みいただけます。

【本セミナー受講の皆さまをセミナー以降もサポートします！】

税理士・中小企業診断士などによる、**無料個別相談**の機会をご案内します。詳細は、当日会場で説明します。

FAX:3663-3307

当日はFAX送信した本用紙をご持参ください

ご記入いただいた情報は当講演会の運営・管理・参加者名簿の作成、および入会のご案内や今後の情報提供に使用致します

会社名		法人会	会員・一般
役職	氏名	業種	
住所		TEL	
		FAX	